

小型船舶等による危険な行為の規制に関する条例

平成21年9月1日施行

目 的

水上オートバイなどの小型船舶が、海水浴場の遊泳者等の付近で危険な行為（急転回、縫航（蛇行）など）を行っている事案が発生しているため、これらの行為を防止して、県民の生命・身体の安全を守ることを目的としています。

対象となる場所

海水浴場などの海のほか、河川や湖沼などを含む

対象となる乗り物等

水上オートバイやモーターボート、ヨット（推進機関を有しない5トン未満のものを除く）などの小型船舶及びこれらにけん引される水上スキーなど

保護される人

泳いだり、水遊びをしている人や手こぎのボートなどに乗っている人



禁 止 行 為

遊泳者等の付近において



急転回

急に進行方向を大きく変える

縫 航

遊泳者等の間を縫うようにして蛇行する

疾 走

異常なスピードで航行する

その他

急停止や、水上オートバイを横倒しにする等

など、遊泳者等に危険を覚えさせるような方法で操縦してはいけません。

罰 則

禁止行為をした人は、50万円以下の罰金又は科料に処せられます。

お 願 い

水上オートバイなどを利用される方は、遊泳者等がいる場所では無謀な航行はせず、安全な操縦に心がけて下さい。



お問い合わせ先

山口県警察本部生活環境課

TEL 083-933-0110